



# 自分を守り、周りの人を守るために

## ～新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて～

※4月15日号の内容は、全て4月8日時点の情報です。

4月7日に新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が兵庫県に発令されました。緊急事態宣言は、人と人の接触を極力減らすよう、対象となった区域に更なる行動自粛を求め、感染拡大を防止することが目的です。実施すべき期間は5月6日までと定められています。

### 市民の皆さんへのお願い

#### ①外出のさらなる自粛をお願いします！！

- 自らの行動の責任を自覚し、不要な外出をしないでください。
- 感染が拡大している首都圏のほか、関西圏でも都市部などの人口密集地との不要不急の往來を自粛してください。
- 不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動を自粛してください。
- 市民・団体などが実施するイベント・集会については、自粛してください。

#### 【自粛の対象とならない外出の例】

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外での散歩など、生活の維持のために必要な場合のみ

#### ②正しい情報に基づき、冷静な対応をお願いします！！

- 医療関係者、患者関係者などへのいわれなき風評被害を防止し、憶測やデマなどに惑わされないよう冷静に行動しましょう。
- 食料、医薬品、生活必需品の買い占めなどはやめましょう。

### 市長メッセージ

4月7日、政府から新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が兵庫県をはじめとする7都府県に発令されました。これは、「兵庫県においては、都市部を中心に大規模な感染の広がりが懸念される危機的状況である」という重大な警告であります。

現在のところ、三田市では、多くの市民の皆さんの冷静な行動により3月6日に最初の感染が確認されて以来、大きな感染の広がりが見られませんが、油断すれば、感染が広がる可能性が十分にあります。

三田市では、国や県の指導のもと、近隣の市町と緊密な連携を図りながら、市民の皆さんの健康と生活を守る取り組みを全力で進めております。しかしながら、行政だけの取り組みでは「今ここにある危機」を乗り切ることはできません。市民一人一人の取り組みが欠かせません。

市民の皆さんにおかれましても、「自分を守り、周りの人々を守る」ために、「密閉空間、密集場所、密接場面」を避けることの徹底やきめ細かな手洗いの励行などの基本的な行動を、毎日確実に行って下さい。そうした一人一人の行動のつながりが、新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息につながると思います。市民の皆さんのご理解ご協力を何とぞよろしくお願い致します。

三田市長 森 哲男

### 市の取り組み

#### ①公共施設（屋内および屋外施設）

5月6日まで貸館利用を全面的に停止します。  
※証明書発行などの市民センターなどの事務所窓口は引き続き開設。  
問い合わせ＝公共施設：協働推進課（559-5039 FAX 563-1360）  
子育て関連施設：すくすく子育て課（559-5079 FAX 563-3611）

#### ②イベント・集会

市主催および市公共施設の指定管理者が5月6日までに開催を予定していた催しは、中止または延期します。

#### ③乳幼児健診

5月6日までの実施分は延期します。  
問い合わせ＝すくすく子育て課（559-5701 FAX 559-5705）

#### ④市内保育施設・放課後児童クラブ

認可保育所（市立・私立）、小規模保育施設、認定こども園（2・3号認定の園児のみ）、放課後児童クラブは、感染症予防対策を徹底し、引き続き開園します。※家庭保育の対応が可能な保護者は、可能な限り自宅などでの保育をお願いします。

問い合わせ＝保育施設：保育振興課（559-5073 FAX 563-3611）  
放課後児童クラブ：健やか育成課（559-5046 FAX 563-3611）

### 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者のみなさまへ



三田市・三田市商工会に事業者相談窓口を開設しています。中小企業などの経営相談や支援制度の案内を行っています。

▲市HP「新型コロナウイルス感染症に関連した中小企業等の支援」

#### 三田市

相談時間：平日9時～17時30分  
相談場所：三田市役所 本庁舎5階 産業政策課  
（559-5085 FAX 559-5024）  
相談内容：国・県等の経済支援制度の案内、中小企業信用保証法に基づくセーフティネット保証の認定

#### 三田市商工会

相談時間：平日9時～17時30分  
相談場所：三田市商工会館1階（天神1-5-33）  
（563-4455 FAX 563-6675）  
相談内容：経営に関する相談

### ～新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口～

予防、感染症・健康不安に関することなど

- 厚生労働省電話相談窓口 9時～21時  
0120-565-653 FAX 03-3595-2756
- 兵庫県コールセンター（総合相談窓口） 24時間受付  
078-362-9980 FAX 078-362-9874